

固定資産税

固定資産とは、**土地、家屋及び償却資産**を総称して言います。

この固定資産の所有者（課税年度の1月1日現在の者）に課される市町村税が、固定資産税です。

固定資産税には、課税標準額が、免税点未満である場合は、課税しないこととなっています。

土地の免税点は、30万円

家屋の免税点は、20万円

償却資産は、150万円となっています。

納税通知書

固定資産税は、納税通知書によって免税点以上の納税義務者に対し税額等が通知されます。

納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、裏面には納期限までに納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法等が記載されています。

(例1) 納税通知書

課税標準額	土地 (A) (円)	家屋 (B) (円)	償却資産 (C) (円)	合計課税標準額 (D) (A)+(B)+(C) (円)
	0	1,150,640	0	1,150,000
税額	固定資産税額 (E) (D) × 100分の1.4 (円)	新築軽減対象額 (F) (円)	新築軽減税額 (G) (F) × 100分の1.4 (円)	年税額 (E) - (G) (円)
	16,100			16,100

金融機関名	市内の取引銀行等で、口座振替を利用されると便利です。 現在、ご利用の方はその状況（銀行名・口座名義人等）が記載されています。 今後、口座振替をご利用されたい方は市内の銀行等の窓口で手続きされるが、若しくは次女對庁舎の税務課固定資産税係までご連絡ください。専用の申請用紙をご用意しております。	納付場所
口座番号		納付先 ・あまくさ農業共同組合及び上天草市役所派出所 ・肥後銀行 ・熊本ファミリー銀行 ・熊本県信用組合 ・天草信用金庫 ・天草漁業協同組合 ・九州管内の郵便局（沖縄除く）
口座名義人		

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納付額(円)	4,100	4,000	4,000	4,000
納期限	平成30年5月31日	平成30年7月31日	平成30年12月25日	平成31年2月28日

課税年度の5月末・7月末・12月末・翌年の2月末を納期限として年4回設定しています。